

遺言・相続・登記相談会 開催のお知らせ

とき

- ①平成23年2月24日(木)
19:00~21:00
- ②平成23年2月25日(金)
19:00~21:00
- ③平成23年2月26日(土)
13:00~16:00

ところ

司法書士松藤合同事務所
京都市右京区梅津後藤町7番地36

相談料

無料(初回30分)

予約

要 075-872-1334 まで
(ご予約が集中した場合は、ご希望の日時に応じられない場合がございますので、予めご了承下さい。)

- ・相続人が多すぎて解決をあきらめてしまっている。
- ・先代名義の不動産がそのままになっていた。
- ・相続登記をしたいけど、手続の方法がわからない。
- ・相続人が誰になるかわからない。
- ・亡くなった親に多額の借金がある。
- ・遺言について教えてほしい。
- ・何十年も前の抵当権が残っている。

平日夜間・土日の相談会です

在籍司法書士6名、スタッフ約20名という大型事務所ならではの企画です。「役所の無料相談会に行きたいけど、平日では都合がつかない」「家族の人と一緒にいきたい」という方は、この機会を是非ご利用下さい。

3日間連続

秘密厳守

梅津段町交差点西へ300m 四条通北側
司法書士松藤合同事務所
電話 075-872-1334 FAX 075-861-5152

弁護士法人 京阪藤和法律事務所
京都事務所
電話 075-872-1503 FAX 075-872-1533

駐車場10台

至松尾橋

京利デンキ

P

有栖川

梅津段町

京都信用金庫

四条通

至西院

京都市営バス
3・28・29・67・71系統
長福寺道下車1分

Q & A

裏面をご覧ください

Q & A

Q。 どのような形式の相談会ですか？

A。 予約制、相談者ごとに個別の形式で行う相談会です。プライバシーも確保されます。

Q。 相談に行く際、何を持参して行けば良いのですか？

A。 ご相談なさる件についての具体的な資料（登記簿謄本や戸籍など）をお持ちであればご持参下さい。

Q。 相談会開催期間中、何度でも相談に行けますか？

A。 2回目以降も相談に応じます。ただし、相談料が無料になるのは初回だけです。2回目以降は相談料が発生します。（30分3150円～）

Q。 どんな相談でも良いのですか？

A。 今回は相続登記相談会ですので、基本的に相続登記、遺言に関するご相談が中心ですが、ご相談をお受けする中で、税務に関する問題や、紛争性の高い問題が生じた場合には、税理士や弁護士等の専門家をご紹介させて頂くことが可能です。

Q。 相続手続に期限はあるのですか？

A。 相続登記に関して言えば、「いつまでに」という期限はありません。ただし、相続税の申告は10か月以内に申告する必要がありますし、また、「故人に多額の借金があるために相続放棄をしたい」という場合は期間の制限があります。また、相続が発生してから長期間経過すると、相続人が多数にわたり、事案が複雑化してしまうというデメリットが生じる場合があります。詳しくはご相談下さい。

Q。 遺言を作りたいのですが？

A。 遺産にまつわる紛争を防止するためにも、遺言は大変有効な手段です。しかし、遺言は、法律上、大変厳格に方式が定められており、この方式が守られていなければ、遺言全体が無効になってしまいます。詳しくはご相談下さい。

京都司法書士会所属

司法書士松藤合同事務所

所長/司法書士 松藤 節雄

司法書士 佐々木 俊之（認定番号 113049）

司法書士 松島 正弥（認定番号 313092）

司法書士 立石 健太郎（認定番号 313055）

司法書士 水口 卓士

司法書士 福田 裕行（認定番号 812120）

共催

弁護士法人 京阪藤和法律事務所 京都事務所

弁護士 松藤 隆則